

# 下水道に流せない ものがあります！

近年、下水道に水に溶けないもの（※1）が流されることで下水道ポンプ施設が詰まり、**故障が頻発**して大変困っています。

また、生活排水以外の液体（※2）を下水道に流されると、悪臭や機械の故障、**最悪の場合には施設の火災**にも繋がります。

特に、灯油や有機溶剤等の有害物質は下水道では処理できないため**絶対に流さないで下さい**。

下水処理場等に被害が発生した場合は、修理費用等の損害賠償を**原因者に請求**することがあるため、十分注意して下さい。

ルールを守り、今後とも安心・安全に下水道が利用できるよう、皆様のご協力を宜しくお願いします。

## 『下水道へ流してはいけないもの』

- ◆水に溶けないもの（※1）
  - ・布製品（タオル・雑巾・下着・モップ等）
  - ・紙製品（ティッシュ・おむつ等）
  - ・掃除用品（トイレクリーナー・おしりふき等）
  - ・ウィルス対策用品（マスク、ゴム手袋等）
  - ・その他（ビニール袋等）

※すべて実際に故障原因で確認されたものです。

- ◆生活排水以外の液体（※2）
  - ・燃料（灯油・ガソリン等）
  - ・有害化学物質（殺虫剤・農薬・有機溶剤等）
  - ・エンジンオイル等の工業用油類

※処分方法については販売店へお問合せください。



下水道についてのお問い合わせ先

飛騨市 環境水道部 水道課 (Tel.0577-73-7484)